

生徒心得

I 通学

1. 片道 1.5 キロメートル以内の者は徒歩通学を原則とする。
2. 自転車通学を許可されたものは、使用する自転車にステッカーをつけ、雨天時はカッパを着用すること。
3. 原付自転車および各種自動車による通学はしてはならない。

II 服装・頭髪

1. 服装は質素で清潔であり、生徒としての品位を失わないものでなければならない。
ア. 男子

黒の標準学生服とし、カラーと左襟にバッジをつける（変形学生服は禁止）。夏服は白の開襟シャツまたは白のワイシャツとし、左胸部にバッジ、または校章アイロン転写マークをつける。白を基調とする下着を必ず着用する。

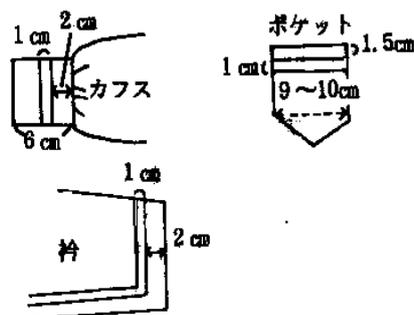
イ. 女子

(ア) 冬期は紺、夏季は白のセーラー服として、盛夏においては半袖セーラー服を着用してもよい（極端に長いか短い上衣やスカートは禁止、スカート丈は膝に完全にかかること）。白を基調とする下着を必ず着用する。（別図解の通り）

(イ) ネクタイは紺色とし襟元できちんと結ぶ（正しい結びであること）。

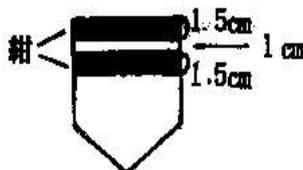
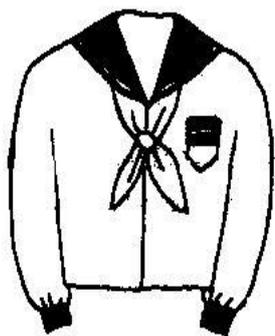
2. ①防寒コート、マフラーは華美でない物に限り、厳寒時（12月～2月）だけ着用してもよい。
②女子生徒は防寒のため、11月から3月までの期間にカーディガン、セーターを着用してもよい。色は黒、紺、白、ベージュまたは灰色で無地とし、登下校時のみに着用すること。
3. 衣替えは、原則として6月1日および10月1日とする。ただし、準備期間を指定する。
4. 通学用靴は黒の革靴を原則とする。スポーツシューズを使用してもよい。
5. ソックスは白、黒、紺とする。
6. 頭髪は清潔で高校生らしい髪型であること。パーマ、変色、脱色、剃り込み等の加工はしない。
7. 授業のある日は（テスト日も含め）カバンを持って登校する。

女子冬服



- ・用布はスカート・上衣とも紺サージ
- ・スカートはプリーツ28のまわりひだ
- ・胸当およびポケットをつける。(プレードはポケットだけ)
- ・ネクタイは紺の三角布
- ・上衣の前あきはすそまで

女子夏服



- ・身頃用布は白とする。
- ・カラー、カフスは紺サージ
- ・胸当はつけない。
- ・袖は長袖又は半袖
- ・スカートは夏、冬服とも同じ
- ・プレードの幅は1cm
- ・襟のプレードは端から2cm
- ・カフスはつけの方から入って2cmの所へ白線
- ・胸当ての丈は5cm (ただし冬服だけ)

Ⅲ 校 内 生 活

1. 登校は午前8時15分までとする。
2. 下校は午後4時45分とする。ただし、部活動等必要な場合は、関係職員付添いのものと時間を延長することができる。
3. すべて所持品には番号、氏名を明記し、管理に十分注意する。
4. 校内で金銭または物品を遺失または拾得した時は、直ちに職員に届け出る。
5. 事務室への用件は窓口を使用する。
6. 部送別会等の会合は校内で行い、関係職員の指導を受ける。
7. 校内の特別な施設または用具等の使用には、必ず係の職員の許可指導を受ける。

Ⅳ 校 外 生 活

1. 免許等取得について
原則として、原動機付自転車や各種自動車の運転免許は取得してはいけない。

2. 外出について

- ア. 外出の際は身分証明書を携帯する。
- イ. 午後9時以降の外出はつとめて避ける。
- ウ. 不健全な娯楽場への出入はしない。
- エ. 友人宅で夜ふかしや外泊などしない。やむを得ず外泊する場合には、必ず保護者の許可を受ける。
- オ. 交通法規を厳守する。万一違反したり事故を起こしたりした時は、速やかにホームルーム担任に申し出る。

3. 校外活動について

- ア. 校外での諸活動に参加する場合は、問題行動を起こさないように注意すること。
- イ. 他校の生徒会役員・部との交渉や対外試合については、それぞれ顧問教師の指導のもとに行う。

4. 祭典について

- 祭典時は特に誘惑の多いときであるから、生徒の本分から逸脱する行為は絶対にしない。
- ア. 祭典行事（山車を引く等）に参加する場合は、自治会長の許可又は承認を得て参加することとする。ただし、在住地区の祭典であること。
 - イ. 夜の外出は原則として午後9時までとし、独り歩きを避ける。
※見付天神の祭典については、自治会で別途定められた時間とする。
 - ウ. 友人宅への宿泊はしないこと。
 - エ. 飲酒・喫煙等の問題行動を起こさないこと。
 - オ. その他、生徒心得を遵守すること。

V 交 友

- 1. 生徒は互いに敬愛し、親睦をはかる。
- 2. 男女交際は明朗にして礼儀を失わないようにする。
- 3. 金銭や物品の貸借はみだりに行わない。

VI 休暇中の生活

休暇は自主的、自律的に自己を錬磨する好機であることを自覚し、各自適切な計画をたて、自己の個性の伸長を図るとともに、社会性、公民性を養い、体力の増進に努めることが大切である。校外生活の心得を守ると共に、特に次の点に注意する。

- 1. 部等の計画以外の校内活動には、すべて当番職員の許可を得る。なお計画された校内活動にも開始時と終了時に、当番職員に届け出る。
- 2. 旅行、校外学習、登山・キャンプ・スキー等の野外活動、アルバイトは保護者の下で行なうものとし、必ず届け出て許可を得なければならない。アルバイトは、特別な事情を除き、次の場合について長期休業中に限り、2週間を目安として認める。
 - ア. 学費の補充等、切実な必要がある場合
 - イ. 勤労体験や社会人としての資質を養う機会とする場合

ウ．公的機関から学校長へ依頼があった場合
ただし、次の場合は理由の如何を問わず認めない。

(ア) 風俗営業や飲酒を伴う営業の場合

(イ) 危険を伴う場合

(ウ) 夜間にかかる場合 午後6時以降は不可

3．生徒や家族の身上に事故や感染症のあった時は、直ちに学校およびホームルーム担任に連絡する。

Ⅶ 合 宿

合宿はあくまで精神・身体・技術鍛錬の場であり、友情を深め、チームワークを図る場であるから、次の心得をよく守り、決して安易な気持ちで参加してはならない。

- 1．合宿に参加する者は必ず保護者の承諾書を提出すること。
- 2．決められた日課は厳正に守る。
- 3．衛生に注意し、宿舎内外の清潔に心掛ける。
- 4．備品は大切に扱い、破損した場合は申し出る。
- 5．合宿中の生活は宿舎内に限定する。認められた場合を除いて外出はしないこと。
- 6．部外者の宿泊は認めない。

Ⅷ 災 害

別に定める「防火・災害対策」をよく承知し、非常事態発生の場合は迅速にかつ沈着に行動する。